



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2022年5月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

事業復活支援金

長引くコロナの影響に対し、国からの支援策として「事業復活支援金」の制度があります。コロナの影響を受けていることが前提となりますが、売上が下がった中小法人・個人事業者が対象となります。

具体的には、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高と2018年11月～2021年3月の同じ月の売上高と比較して下表のように減少した事業者が対象となります。

給付額の限度額も下表を参照してください。

売上減少率	個人	法人（年間売上高）		
		1億円以下	1億円～5億円以下	5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

こちらの支援金を受けるには、支援機関の確認が必要となります。当事務所も支援機関に登録しておりますので、お尋ねください。

三重県地域経済復活支援金

同様の制度が三重県でも行われており、両方に該当する場合は、重複して受給することが可能です。こちらは2022年1月～2022年3月のいずれかの月の売上高と2019年～2021年の同じ月と比較して、30%以上減少していることが条件となります。給付額の限度額は中小法人30万円、個人事業者15万円です。

事業復活支援金の受付は2022年5月31日まで、三重県地域経済復活支援金の受付は2022年6月15日までとなります。

ご不明な点がございましたら、当事務所までご相談ください。

(鈴木 記)